

# 超低温冷凍庫仕様書

令和 8 年度

保健福祉局 衛生環境研究所

(担当：清水・中川 電話：606-1723)

## 超低温冷凍庫仕様書

本仕様書は、保健福祉局衛生環境研究所（以下「本市」という。）に納入する超低温冷凍庫の仕様について、規定するものである。

### 第 1 品名及び数量

超低温冷凍庫 1 式

### 第 2 設置場所、納入期限

#### 1 設置場所

京都市伏見区村上町 3 9 5 京都市衛生環境研究所 3 階  
（エレベーターでの搬入可能。）

#### 2 納入期限

令和 9 年 3 月 3 1 日まで

### 第 3 機器の機種及び型式等

超低温冷凍庫：PHC 社製 超低温冷凍庫 MDF-DU901VHS1 又は本市の仕様を満たす同等品。

### 第 4 機器の規格及び性能

#### 1 本体規格

##### (1) 外形寸法・容量

幅 : 1 1 5 0 mm 以下 ※

奥行 : 8 7 0 mm 以下 ※

高さ : 1 9 9 3 mm 以下 ※

容量 : 8 4 5 L 以上

※ ドアハンドル等の突起物は含まない。

##### (2) 電源

単相 1 0 0 V、6 0 H z、1 5 A で使用可能であること。

#### 2 性能等

(1) 温度はマイコン制御式で、庫内温度を - 8 5 ℃ ～ - 5 0 ℃（周辺温度 5 ℃ ～ 3 0 ℃ 無負荷）の範囲で制御可能であること。

(2) タッチスクリーンディスプレイを装備すること。

(3) ディスプレイに温度推移が表示可能であること。

(4) 棚板（耐荷重 5 0 k g / 枚）を 3 枚付属し、位置を自由に変更できること。

- (5) 真空断熱材・硬質発砲ポリウレタンフォーム等の断熱材を使用し高い断熱性能を有すること。
- (6) ノンフロン冷媒を使用していること。
- (7) ドアハンドルの開閉が容易であり、錠が装備されていること。
- (8) 24時間冷凍機監視装置を備え、異常時には警報がディスプレイに表示されるとともにブザーが作動すること。また、この警報履歴等は保存できること。

## 第5 機器の搬入、据付け、調整等

### 1 機器の搬入等

- (1) 搬入、据付け、配線（管）、調整等の作業日程については、本市の業務に支障のないように配慮し、計画的に行うこと。  
また、施設に損傷を与えないよう十分な注意を払うように努め、納入経路に養生を施すこと。
- (2) 納入の際には供給者が必ず立会うこと。
- (3) 納入時の作業日程と体制については、本市担当者と事前に打合せを行い、その指示によること。
- (4) 搬入の際に生じた梱包材等の廃棄物の処分については、受注者が適切に行うこと。

### 2 据付け、調整

- (1) 当該機器の据付場所等については、本市職員の指示に従うこと。
- (2) 設置場所への搬入前に、配線（管）を確認し必要な処置を行うこと。
- (3) 搬入後、据付け、配線（管）、試運転等の調整を行うこと。  
なお、設置にあたり、大きな音、振動が生じる場合は予め本市担当者に事前に承諾を得た上で作業を進めること。

### 3 機器の搬入、据付け、接続及び調整等の費用

搬入、据付け、接続及び調整等に要する費用並びに契約業者の責に帰する物損事故等の賠償費を負担すること。

### 4 その他

- (1) 落札後、受注者は作業日程等の確認のため、速やかに本市担当者に連絡をすること。
- (2) 当該機器の据付け及び調整完了後、本市職員に対して速やかに取扱説明会を実施すること。
- (3) 取扱マニュアルを付けること。
- (4) 当該機器の使用法等や不具合時のトラブルに対し対応を可能とすること。

## 第 6 保証期間

受注者は、当該機器の据付け及び調整を完了し、正常稼動することを確認した日以降、異常があった場合には、5年間無償で点検、調整、修理及び部品の交換等を速やかに行うこと。

## 第 7 解釈

本仕様書の解釈は本市の見解によるものとし、疑義のあるときは本市と充分協議すること。